

柳川市業務改革（B P R）支援業務委託

プロポーザル実施要領

令和 5 年(2023 年)10 月

柳川市総務部 D X 推進課

目次

1. 趣旨	1
2. 業務概要	1
3. 参加資格	2
4. 選定スケジュール	2
5. 質問書の提出、質問書への回答	3
6. 参加申込書の提出（第1次審査）	3
7. 企画提案書の提出（第2次審査）	4
8. 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	4
9. 第2次審査結果通知	5
10. 契約締結	6
11. 守秘義務及び個人情報	6
12. その他	6
13. 関係様式	7
14. 担当部署	7
（質問書様式）	8

1. 趣旨

この要領は、柳川市業務改革（BPR）支援業務の契約の相手方となる事業者をプロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるもの。

2. 業務概要

(1)目的

少子高齢化や人口減少の急速な進行や社会・住民ニーズの多様化、複雑化への対応が求められる中、本市においても限られた職員数で、住民サービスの向上や業務の効率化を進め、持続可能な行政運営を実施していく必要がある。このためには、デジタル技術の積極的な活用を前提とした窓口DXの実現に向けて、それまでの業務プロセスを根本的に見直し、最適化を図る業務改革（BPR）を実施する必要がある。

具体的には、伴走型による外部専門家の支援を受け、住民サービスのフロント部分だけでなくバックオフィスを含め、エンドトゥエンドでBPRの取組みを徹底し、柳川市のDX推進を図るもの。これに加え、職員自らが積極的にBPRを行う体制作りにつなげる。

(2)業務名

柳川市業務改革（BPR）支援業務（以下「本業務」という。）

(3)業務内容

「柳川市業務改革（BPR）支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。ただし、仕様書はこの業務の事業者選定を行うためのものであり、受託候補者から提出された企画提案により、双方協議のうえ、一部変更することもある。

(4)業務期間

契約締結の翌日～令和6年12月20日

(5)選定方法

公募型プロポーザル方式による選定とする。

(理由)

価格のみによる競争では本業務の目的を達成できない事業者が選定される恐れがあり、専門的な知識・経験・技術を有する事業者を受託候補者として特定するため。

(6)提案限度額

金 16,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

※契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の委託料の最大規模を示すものである。

(7)支払方法

業務完了後、市は請求書を受領した場合、受領した日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

3. 参加資格

本業務のプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方公共団体の発注によるBPRまたはDX推進支援に関する業務の実績があること。
- (2) 本業務の遂行に必要な専門知識・能力を有する人員を配置できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) この公告の日から当該業務の企画提案書の提出の日までの間に福岡県知事及び柳川市長から指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (7) 租税を完納していること。
- (8) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し、若しくは社会的に非難される関係を有する者でないこと又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

4. 選定スケジュール

本業務のプロポーザルは次のスケジュールで実施する。

日 程	内 容	参照箇所
令和5年10月2日（月）	公募開始	
令和5年10月2日（月） ～10月16日（月）午後5時	質問書提出期間（事業者）	「5.質問書の提出、質問書への回答」
令和5年10月18日（水）	質問書への回答（市）	「5.質問書の提出、質問書への回答」
令和5年10月2日（月） ～10月23日（月）午後5時	参加申込書（第1次審査） 提出期間（事業者）	「6.参加申込書の提出（第1次審査）」
令和5年10月27日（金）	第1次審査結果通知（市）	「6.参加申込書の提出（第1次審査）」
令和5年11月6日（月） 午後5時	企画提案書（第2次審査） 提出期限（事業者）	「7.企画提案書の提出（第2次審査）」
令和5年11月14日（火）	第2次審査 （プレゼンテーション・ヒアリング）	「8.第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）」
令和5年11月中旬	第2次審査結果通知（市）	「9.第2次審査結果通知」
令和5年11月下旬	契約締結	

5. 質問書の提出、質問書への回答

(1) 質問の提出期間

令和5年10月2日（月）～令和5年10月16日（月）午後5時まで

(2) 質問の提出方法

別添の質問書により、DX推進課あてに電子メールにて提出すること。なお、質問書提出後には、必ず電話により受信確認を行うこと。

DX推進課（メール提出先） mail:dxsuishin@city.yanagawa.lg.jp

（受信確認先） TEL:0944-88-8963

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。

(3) 質問に対する回答

令和5年10月18日（水）午後5時までに柳川市公式ホームページに掲載する。

※ただし、特定の質問に対する回答が事業者選定の公平性を損なうと判断した場合には、当該質問については回答しない。

※また、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

6. 参加申込書の提出（第1次審査）

本業務のプロポーザルへの参加希望者は、第1次審査のため次のとおり必要書類を提出すること。

第1次審査は原則として参加資格審査とするが、参加申込者が多数の場合は、下記提出書類を「柳川市業務改革（BPR）支援業務委託プロポーザル審査委員会」が「柳川市業務改革（BPR）支援業務委託プロポーザル評価基準書」に基づき審査したうえで、第2次審査対象事業者として4者程度を選定する。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書

様式1

- ② 事業者概要

様式2

- ③ 業務実施体制調書

様式3

- ④ 業務実績調書

様式4

- ⑤ 業務実施者（統括責任者）調書

様式5-1

- ⑥ 業務実施者（現場責任者）調書

様式5-2

- ⑦ 業務実施者（現場担当者）調書

様式5-3

- ⑧ 国税（法人税、消費税及び地方消費税）の納税証明書
- ⑨ 都道府県税（法人事業税及び法人道府県民税）の納税証明書
- ⑩ 市町村税（すべての市町村税）の納税証明書

※⑧～⑩に関しては、令和5年4月1日以降証明分であること。

※⑧～⑩に関しては、本社として参加する場合は本社所在地の証明書を提出すること。支社又は営業所として参加する場合は、支社又は営業所所在地の証明書を提出すること。

(2) 提出期限

令和5年10月23日（月）午後5時まで

(3) 提出先

柳川市役所 総務部DX推進課（〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1）

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。郵便事故等により申込書類が到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 提出部数

正本各1部、副本各1部

(6) 第1次審査結果の通知

令和5年10月27日（金）

7. 企画提案書の提出（第2次審査）

本業務のプロポーザルの第1次審査合格者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出書類

①企画提案書 様式6

・企画提案書はA4版、両面印刷とする。

・記載については別紙「柳川市業務改革（BPR）支援業務委託プロポーザル企画提案書作成要領」による。

②価格提案書及び価格内訳書 様式7-1及び様式7-2

(2) 提出期限

令和5年11月6日（月）午後5時まで

(3) 提出先

柳川市役所 総務部DX推進課（〒832-8601 福岡県柳川市本町87番地1）

(4) 提出方法

持参又は郵送によること。

※郵送による場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとする。郵便事故等により申込書類が到達しなかったことによる異議を申し立てることはできない。

(5) 提出部数

正本各1部、副本各10部

8. 第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）

本業務のプロポーザルの第1次審査合格者を対象に、企画提案書についてのプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最も優れた提案者を受託候補者として決定するもの。

(1) 日時

令和5年11月14日（火）※時間は個別に連絡する。

(2) 場所

柳川市役所 柳川庁舎 3階 第1会議室（柳川市本町87番地1）

（3）実施方法

①出席者

本業務実施者（統括責任者）及び本業務実施者（現場責任者）を必ず含めた5名以内とする。

②実施時間

1者40分（提案説明20分、質疑応答20分）程度とする。

③提案説明

説明は提出した企画提案書のみを使用することし、資料の差し替え、追加は認めない。

④貸出物品

机、椅子、スクリーン、プロジェクター、電源とする。それ以外の物品については、参加事業者の責任において用意すること。

9. 第2次審査結果通知

（1）審査方法

本業務のプロポーザルにおける審査は、「柳川市業務改革（BPR）支援業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。

（2）評価基準

「柳川市業務改革（BPR）支援業務委託プロポーザル評価基準書」（以下「評価基準書」という。）に基づき評価、選定を行う。

受託候補者は、各委員の評価点の合計点が配点の6割以上の者であることを条件とし、提案者が1者のみであっても、提案内容の審査を行い、選定の可否を決定する。

（3）受託候補者の選定

審査委員会の各委員が評価基準書に基づき採点し、全委員の評価点の合計点が最も高い事業者を受託候補者とする。なお同点の場合は、評価項目「業務実績」「現状調査・分析・改善施策提案」「職員支援」「独自提案」の全委員の評価点の合計点が高い者を受託候補者とする。

また受託候補者以外の者についても上記の手順で順位を付する。

（4）結果通知

審査結果は、第2次審査に参加した提案者に、令和5年11月中旬に書面により通知する。

また受託候補者の名称、評価点を柳川市公式ホームページで公表する。それ以外の提案者については評価点のみを公表する。なお、審査結果等に関する問い合わせには一切応じない。

（5）失格要件

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

- ① 参加申込書又は企画提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合
- ② 提出書類に虚偽があった場合
- ③ 提案限度額を超えた見積を提出した場合
- ④ 「3. 参加資格」に掲げる参加資格を満たさなくなった場合
- ⑤ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合

10. 契約締結

（1）契約締結交渉の対象者

受託候補者として選定された者と契約締結の交渉を行う。ただし、当該交渉が不調になった場合には、「9（3）受託候補者の選定」による順位が高い者から契約締結の交渉を行う。

（2）仕様書の確定

契約締結の交渉にあたっては、受託候補者の企画提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことを留意すること。仕様書の詳細な事項については、改めて協議の上決定するものとする。

（3）契約金額

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、柳川市との協議において企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合は、この限りでない。

（4）契約方法

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき随意契約とする。

（5）費用の支払い

委託料の支払いについては、業務完了後とする。

11. 守秘義務及び個人情報

- （1）受託者は、業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。
- （2）受託者は、本委託事業で取り扱う個人情報、その他の機密情報等について、第三者に提供、漏洩及び開示並びに目的外使用を行ってはならない。また、本委託事業の実施に必要な場合を除き、指定された以外の場所へ持ち出してはならない。本取扱は本委託事業が終了（解除の場合も含む）した後についても同様とする。
- （3）個人情報、その他の機密情報等については、本仕様で示す作業の目的の範囲内でのみ使用するものとし、複製、複写又は改変が必要な場合は、書面による承諾を受けなければならない。

12. その他

- （1）企画提案書は、1事業者につき1案とし、複数の提案はできない。
- （2）本プロポーザルへの参加に係る費用については、すべて事業者負担とする。
- （3）提出書類は返却しない。提出後の差し替え、追加、削除は一切認めない。（市からの指示があった場合を除く。）なお、提出者に無断で本プロポーザルの目的以外に提出書類を使用しないこととする。
- （4）本プロポーザルにおいて提出された企画提案書等の書類は、柳川市情報公開条例（平成22年3

月 31 日柳川市条例第 6 号）の規定による請求に基づき、その内容の全部又は一部を公開する場
合がある。

- (5) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉者を決定するものであり、契約の締結を担保するもの
ではないことに留意すること。

1 3 . 関係様式等

「柳川市業務改革（BPR）支援業務委託プロポーザル様式集」のとおりとする。

1 4 . 担当部署

担当部署：柳川市総務部DX推進課DX推進係

担当者：飯田

所在地：福岡県柳川市本町87番地1

電話番号：0944-88-8963

電子メール：dxsuishin@city.yanagawa.lg.jp

令和 年 月 日

（あて先）柳川市総務部DX推進課 御中

メールアドレス dxsuishin@city.yanagawa.lg.jp

電話番号 0944-88-8963

質 問 書

「柳川市業務改革（BPR）支援業務委託プロポーザル」に関する事項について、下記のとおり質問します。

項 目 (書類名称・ページ・項目など)	内 容

※質問事項は、簡潔に記載してください。

※送信後、必ず電話により受信確認を行ってください。

※質問がない場合は、質問票の送付は不要です。

所在地

商号又は名称

部署名

氏名（フリガナ）

電話

FAX

E-mail